

# 令和4年 大分県 自立支援医療費 (精神通院)

1

## 趣旨・概要

障害者総合支援法に基づく「自立支援医療費(精神通院医療)」は、通院による精神医療を続ける必要のある方に対して、医療費の自己負担を軽減するための公費負担医療制度です。

### 対象となる医療の範囲

都道府県等の指定を受けた医療機関(精神科以外も対象)で行われる医療(外来、外来での投薬、デイケア、訪問診療、訪問看護)が対象になります。

入院にかかる医療費や、精神疾患に起因しない疾患の医療費は対象になりません。  
交付が決定すれば、以下のような受給者証が交付されます。



### 〈受給者証(見本)〉

第5号様式

自立支援医療受給者証(精神通院)			
公費負担者番号		2 1 4 4 6 0 1 8	
自立支援医療費受給者番号			
受診者	フリガナ氏名		
	性別	生年月日	
	住所		
被保険者証の記号及び番号			
保険者名			
重症かつ継続			
保護者(受診者が18歳未満の場合)	フリガナ氏名	続柄	
	住所		
負担額		自己負担上限額	
指定医療機関名	所在地・電話番号		
	所在地・電話番号		
	所在地・電話番号		
	所在地・電話番号		
支給要件の確認方法			
有効期間			
上記のとおり認定する。			
大分県知事			

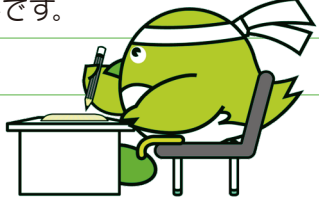
2

## 申請から交付までの流れ



## 3

## 申請方法

申請者	精神障がいのある本人（本人が18歳未満の場合は保護者）。 本人以外の方が、本人に代わって申請書を提出できます。 交付される受給者証を本人以外の方が受け取る場合は、 <b>委任状</b> が必要です。		
申請先	居住地の市町村窓口（「 <b>9</b> 市町村申請窓口」を参照）		
必要書類	（各様式は大分県ホームページまたは市町村の窓口にあります）		
	①申請書		
	②診断書（精神通院医療用）		
	新規申請		診断書要
更新申請 （有効期限内の手続き）	受給者証の「支給要件の確認方法」欄に「1年目」と表示があり、治療方針に変更がない場合	診断書不要	
	受給者証の「支給要件の確認方法」欄に「2年目」と表示がある場合	診断書要	
更新申請 （有効期限後の手続き）	診断書要		
	③医療保険の被保険者証の写し		
	④所得・税額調査同意書、所得を確認できる書類またはマイナンバーカード		
特殊な申請方法	①精神障害者保健福祉手帳（以下、「手帳」という。）の申請を同時に行う場合 診断書（精神通院医療用）を省略し、 <b>診断書（手帳用）のみ</b> で申請することができます。		
	②初めて申請する方で、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの場合 手帳の写しを添付すれば診断書を省略することができます。ただし、診断書に基づいて交付された手帳で有効期間内であることが必要です。 <b>事前に市町村の窓口にご相談してください。</b>		

※有効期間は1年です。更新申請は期限の3か月前から可能ですので、早めに手続きをしてください。

## 4

## 月額自己負担上限額

通常、公的医療保険では医療費の3割が自己負担となりますが、本制度との併用により1割に軽減されます。

更に、本人の収入や世帯の所得などに応じて、1か月に支払う自己負担額に上限が設定されます。毎回の支払いの合計が上限額に達したら、その月はそれ以上支払う必要はありません。

※本制度の「世帯」とは、住民票上の世帯ではなく、同じ公的医療保険に加入している方です。

所得区分	所得の条件		負担上限額	
			重度かつ継続 該当の場合	重度かつ継続 非該当の場合
生活保護	生活保護世帯		0円	
低所得1	市町村民税 非課税世帯	本人の収入が80万円以下	2,500円	
低所得2		本人の収入が80万円超	5,000円	
中間所得1	市町村民税 課税世帯	所得割 3万3千円未満の世帯	5,000円	1割
中間所得2		所得割23万5千円未満の世帯	10,000円	1割
一定所得以上		所得割23万5千円以上の世帯	20,000円 （経過的特例）	本制度の対象外

## 重度かつ継続について

以下のいずれかに該当する方が「重度かつ継続」です。

- ① 疾病の種類に関わらず医療費が高額で、「高額療養費公費負担制度」を直近の1年間で4か月以上利用している世帯の方
- ② 次の精神疾患の方
  - ・F0 症状性を含む器質性精神障害（認知症など）、
  - ・F1 精神作用物質使用による精神及び行動の障害（アルコール依存症など）
  - ・F2 統合失調症や統合失調症型障害及び妄想性障害
  - ・F3 気分障害（うつ病など）
  - ・G40 てんかん
- ③ ①及び②以外の場合で、3年以上の精神医療の経験のある医師が、計画的・集中的な通院治療が継続的に必要であると判断した方

## 5

### 本制度を利用できる医療機関・薬局等

本制度を利用できる医療機関・薬局等は、都道府県等が指定した医療機関のうち、申請書等の提出により受給者証に記載された医療機関のみです。

利用できる医療機関および薬局は、原則としてそれぞれ1か所だけです。治療上必要と認められた場合は、デイケアや訪問看護事業所を追加することができます。

## 6

### 交 付

- (1) 申請に基づいて審査を行い交付が決定すると、県知事から自立支援医療受給者証（精神通院）が交付されます。認定されなかった場合は、その旨が書かれた通知書が交付されます。
- (2) 自己負担上限額が設定されている方には、受給者証と「自己負担額管理票」をお渡しします。（生活保護の方および1割負担で自己負担上限額が設定されていない方は、自己負担額管理票は使用しません。）
- (3) 受給者証と自己負担額管理票の交付は、申請した市町村の窓口で行います。

## 7

### 受給者証交付後の申請または届出

受給者証が交付された後、下表の場合は、手続きが必要です。

必要な書類をお持ちの上、お住まいの市町村窓口へ提出してください。

種 類	内 容	必要な書類
更 新	現在お持ちの受給者証の有効期限経過後も、受給者証の利用を希望するとき	③ の必要書類と同様
氏名や住所の 変 更	氏名や住所が変わったとき ※違う市町村や都道府県に住所を変更したときは、転入先の市町村に届け出てください。	● 現在お持ちの受給者証 ● 変更内容が確認できるもの
保 険 の 変 更	加入している公的医療保険が変わったとき ※あわせて世帯が変更になった場合	● 現在お持ちの受給者証 ● 新しい被保険者証の写し ※ ③ の必要書類 ④
医療機関等の変 更・追 加	通院する医療機関や薬局が変わったとき デイケアや訪問看護を追加するとき	現在お持ちの受給者証
再 交 付	受給者証が汚れたり、破れたり、紛失したとき	現在お持ちの受給者証 (紛失した方は不要)

## 8

### 利用にあたっての注意点

受診するときは、その都度、被保険者証に加え、受給者証と自己負担額管理票を医療機関、薬局等に提示してください。提示がない場合は自立支援医療費の適用が受けられず、3割負担となりますので、ご注意ください。

受給者証は、受給者証に記載された医療機関や薬局のみで使用できます。通院する医療機関や薬局が変わる場合は、速やかに変更の手続きを行ってください。

市町村名	窓 口 名	郵便番号	所 在 地	電話番号	
大 分 市	大分市役所	障害福祉課 医療・手当給付担当班	870-8504	大分市荷揚町2-31	097-537-5786
	鶴崎市民行政センター	東部保健福祉センター	870-0103	大分市東鶴崎1-2-3	097-527-2143
	穂田市民行政センター	西部保健福祉センター	870-1155	大分市玉沢743-2	097-541-1496
別 府 市	別府市役所	障害福祉課	874-8511	別府市上野口町1-15	0977-21-1111
杵 築 市	杵築庁舎	市民福祉課 年金・福祉・子ども窓口係	873-0001	杵築市大字杵築377-1	0978-62-3131
	大田庁舎	大田振興課 市民生活係	879-0901	杵築市大田石丸445	0978-52-2222
	山香庁舎	福祉事務所 障がい福祉係	879-1307	杵築市山香町大字野原1010-2	0977-75-2405
日 出 町	日出町役場	福祉対策課 障害福祉係	879-1592	速見郡日出町2974-1	0977-73-3126
国 東 市	国東市役所	福祉課 障がい者支援係	873-0503	国東市国東町鶴川149	0978-72-5164
	国見総合支所	地域振興課	872-1401	国東市国見町伊美2300-1	0978-82-1112
	武蔵総合支所	地域振興課	873-0412	国東市武蔵町古市1086-1	0978-68-1112
	安岐総合支所	地域振興課	873-0293	国東市安岐町中園100	0978-67-1111
姫 島 村	姫島村役場	健康推進課	872-1501	東国東郡姫島村1560-1	0978-87-2177
臼 杵 市	臼杵市役所	福祉課 障がい福祉グループ	875-8501	臼杵市大字臼杵72-1	0972-63-1111
	野津庁舎	市民生活推進課 健康福祉グループ	875-0292	臼杵市野津町大字野津市326-1	0974-32-2220
津久見市	津久見市役所	社会福祉課 障がい支援班	879-2435	津久見市宮本町20-15	0972-82-9519
由 布 市	由布市役所	健康増進課 健康増進係	879-5498	由布市庄内町柿原302	097-582-1111
	湯布院庁舎	湯布院地域振興課 福祉係	879-5192	由布市湯布院町川上3738-1	0977-84-3111
	挾間庁舎	挾間地域振興課 福祉保健係	879-5592	由布市挾間町向原128-1	097-583-1111
佐 伯 市	佐伯市役所	障がい福祉課 障がい福祉係	876-8585	佐伯市中村南町1-1	0972-22-4524
	上浦振興局	地域振興課 市民サービス係	879-2692	佐伯市上浦大字津井浦1400-3	0972-32-3111
	弥生振興局	地域振興課 市民サービス係	876-0112	佐伯市弥生大字上小倉656-1	0972-46-1111
	本匠振興局	地域振興課 市民サービス係	876-0205	佐伯市本匠大字波寄2685	0972-56-5111
	宇目振興局	地域振興課 市民サービス係	879-3205	佐伯市宇目大字千束1060-1	0972-52-1111
	直川振興局	地域振興課 市民サービス係	879-3101	佐伯市直川大字赤木105	0972-58-2111
	鶴見振興局	地域振興課 市民サービス係	876-1202	佐伯市鶴見大字地松浦2008-6	0972-33-1111
	米水津振興局	地域振興課 市民サービス係	876-1401	佐伯市米水津大字浦代浦1239-2	0972-35-6111
竹 田 市	浦江振興局	地域振興課 市民サービス係	876-2492	佐伯市浦江大字浦江浦373-1	0972-42-1111
	竹田市役所	社会福祉課 障がい福祉係	878-0011	竹田市大字会々1650	0974-63-4811
	荻支所	市民係	879-6192	竹田市荻町恵良原1772-7	0974-68-2211
	久住支所	市民係	878-0201	竹田市久住町大字久住6161-1	0974-76-1111
豊後大野市	直入支所	市民係	878-0402	竹田市直入町大字長湯8201	0974-75-2211
	豊後大野市役所	社会福祉課 障がい支援係	879-7198	豊後大野市三重町市場1200	0974-22-1001
	清川支所	市民係	879-6903	豊後大野市清川町砂田936-2	0974-35-2111
	緒方支所	市民係	879-6601	豊後大野市緒方町馬場41-1	0974-42-2111
	朝地支所	市民係	879-6222	豊後大野市朝地町朝地932-1	0974-72-1111
	大野支所	市民係	879-6441	豊後大野市大野町田中55-1	0974-34-2301
	千歳支所	市民係	879-7401	豊後大野市千歳町新殿706-1	0974-37-2111
犬飼支所	市民係	879-7301	豊後大野市犬飼町犬飼28	097-578-1111	
日 田 市	日田市役所	社会福祉課 障害福祉係	877-8601	日田市田島2-6-1	0973-22-8290
九 重 町	九重町役場	健康福祉課	879-4895	玖珠郡九重町大字後野上8-1	0973-76-2111
玖 珠 町	玖珠町役場	福祉保険課 福祉班	879-4492	玖珠郡玖珠町大字帆足268-5	0973-72-1115
中 津 市	中津市役所	福祉支援課 障害福祉係	871-8501	中津市豊田町14-3	0979-62-9802
	三光支所	総務・住民課 住民係	871-0192	中津市三光原口644-7	0979-43-2050
	本耶馬溪支所	総務・住民課 住民係	871-0295	中津市本耶馬溪町曾木1800	0979-52-2211
	耶馬溪支所	総務・住民課 住民係	871-0405	中津市耶馬溪町大字柿坂138-1	0979-54-3111
	山国支所	総務・住民課 住民係	871-0795	中津市山国町守実130	0979-62-3111
宇 佐 市	宇佐市役所	福祉課 障がい者支援係	879-0492	宇佐市大字上田1030-1	0978-27-8141
	院内支所	市民サービス課 健康福祉係	872-0332	宇佐市院内町山城39	0978-42-5111
	安心院支所	市民サービス課 健康福祉係	872-0592	宇佐市安心院町下毛2115	0978-44-1111
豊後高田市	豊後高田市役所	社会福祉課 障がい福祉係	879-0692	豊後高田市是永町39-3	0978-22-3100
	真玉庁舎	地域総務一課	872-1101	豊後高田市中真玉2144-12	0978-53-5111
	香々地庁舎	地域総務二課	872-1207	豊後高田市見目110	0978-54-3111

名 称	管轄市町村	郵便番号	所 在 地	電話番号
東部保健所	別府市・杵築市・日出町	874-0840	別府市大字鶴見字下田井14-1	0977-67-2511
東部保健所 国東保健部	国東市・姫島村	873-0504	国東市国東町安国寺786-1	0978-72-1127
中部保健所	臼杵市・津久見市	875-0041	臼杵市大字臼杵字洲崎72-34	0972-62-9171
中部保健所 由布保健部	由布市	879-5421	由布市庄内町柿原337-2	097-582-0660
南部保健所	佐伯市	876-0844	佐伯市向島1-4-1	0972-22-0562
豊肥保健所	竹田市・豊後大野市	879-7131	豊後大野市三重町市場934-2	0974-22-0162
西部保健所	日田市・九重町・玖珠町	877-0025	日田市田島2-2-5	0973-23-3133
北部保健所	中津市・宇佐市	871-0024	中津市中央町1-10-42	0979-22-2210
北部保健所 豊後高田保健部	豊後高田市	879-0621	豊後高田市是永町39	0978-22-3165
大分県こころとからだの相談支援センター		870-1155	大分市大字玉沢908	097-541-5276
大分県障害福祉課		870-8501	大分市大手町3-1-1	097-506-2727